

## 市長及び副市長の面会に関する基準

### 1 目的

市民の厳粛な信託を受けた市長及び副市長（以下「市長等」という。）が、職務に関して市民から疑念を抱かれることのないよう、利害関係者との面会に関して必要な基準を定めるもの

### 2 利害関係者の範囲

- ・ 市が行う請負契約、委託契約、物品納入契約その他の契約の当事者である者、これらの契約に係る入札等に参加している者及びこれらの契約に係る入札等に参加しようとしている者
- ・ 市の許認可等を受けて事業を行っている者、当該許認可等の申請をしている者及び当該許認可等の申請をしようとしている者
- ・ 市から補助金等の交付を受けて当該補助金等の対象となる事業を行っている者、当該補助金等の交付申請をしている者及び当該補助金等の交付申請をしようとしている者
- ・ 市から立入検査、監査等を受ける者及びその可能性のある者
- ・ 市が不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき者及びその可能性のある者
- ・ 市の行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者
- ・ 市に対して商品の営業等をしようとしている者
- ・ その他これらに類する利害関係を有する者

### 3 面会の可否の判断基準

(1) 上記2のいずれかに該当する者から市長等への面会の要望があった場合、当該利害に関する事務を所管する所属において、当該利害関係者から面会の用件を聴取した上で、市長等に対する次のような働きかけ又はこれに類する行為が想定される場合は、面会を行わないこととする。

- ・ 市が行う請負契約、委託契約、物品納入契約その他の契約について、特定の者に有利又は不利になるよう取り計らいの依頼をすること。
- ・ 市の許認可等について、特定の者に有利又は不利になるよう取り計らいの依頼をすること。
- ・ 市による補助金等の交付について、特定の者に有利又は不利になるよう取り計らいの依頼をすること。
- ・ 市による立入検査、監査等について、特定の者に有利又は不利になるよう取り計らいの依頼をすること。

- ・ 市による不利益処分について、特定の者に有利又は不利になるよう取り計らいの依頼をすること。
  - ・ 市による行政指導について、特定の者に有利又は不利になるよう取り計らいの依頼をすること。
  - ・ 市に対して商品の営業等をすること。
  - ・ その他社会通念上疑念を抱かれるおそれのある行為の依頼をすること。
- (2) 市長等と利害関係者との面会の場において、利害関係者から上記(1)に掲げる働きかけ又はこれに類する行為があった場合には、これらの行為をやめるよう求めるとともに、求めに応じない場合には面会を中止することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、職務上の利害関係の状況や想定される行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合は、面会を行い、又は面会を継続することができることとする。

#### 4 適用日

この基準は、令和7年4月1日から適用する。